

福岡市公共施設案内・予約システム利用者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市公共施設案内・予約システム（以下「システム」といいます。）の利用者登録等に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

(1) 登録者

システムを利用して第10条のサービスを受けることができる個人又は団体の代表者をいいます。

(2) 個人登録

登録者の登録区分のうち、個人の登録をいいます。登録可能施設は、テニスコート及び音楽・演劇練習場になります。

(3) 団体登録

登録者の登録区分のうち、団体の登録をいいます。団体登録は、団体の代表者及び実際に施設を利用するメンバーを登録します。なお、団体を構成する人数は、次のとおりとします。

ア スポーツ施設 原則10名以上

イ 文化施設 2名以上

(4) 施設

登録者がシステムを利用して第10条のサービスを受けることができる公の施設をいいます。

(5) スポーツ施設

テニスコート、野球場、球技場及び体育館（複合施設の体育館を含みます。）をいいます。

(6) 文化施設

市民センター、男女共同参画推進センター、健康づくりサポートセンター、音楽・演劇練習場、NPO・ボランティア交流センター及び複合施設のうち体育館以外の施設をいいます。

(利用者登録申請)

第3条 システムの利用者登録を受けようとする者は、本要綱を承認のうえ、福岡市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書（以下「申請書」といいます。）により、所定の利用者登録申請手続きをするものとします。

2 福岡市は、第1項の申請手続きがあった場合、利用者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を行いません。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 申請書の記載内容に不備がある場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、福岡市が不適格と認めた場合

3 新規登録する場合の申請書及び団体登録名簿の必須記入項目は、次の各号のとおりとします。なお、利用者登録受付窓口へ提出される前には、取扱金融機関による口座振替先の確認が必要となります。

(1) 申請書

申請内容、申請日、登録区分、団体名・団体名ふりがな（団体の場合）、暗証番号、個人または代表者の氏名・氏名ふりがな・郵便番号・住所・生年月日・電話番号、種別、利用目的コード、減免の対象、口座振替先の各項目

(2) 団体登録名簿

申請内容、団体名・団体名ふりがな、構成メンバーの氏名・氏名ふりがな・住所・生年月日

4 利用者登録受付窓口へ申請書を提出する場合、申請者である個人又は団体の代表者の方の本人確認書類の提示が必要となります。また、申請者が代理人の場合は、委任状の提出及び代理人の方の本人確認書類の提示が必要となります。

5 団体登録の場合、申請書とは別に団体登録名簿の提出が必要となります。

6 減免及び学生料金（以下「減免等」といいます。）として申請する団体は、その構成メンバーのうち過半数のメンバーが減免等の要件に該当する必要があります。なお、減免等の要件については、当該施設に定められた関係条例、規則その他の定めに従うものとします。

7 登録者が18歳未満の学生の場合、親権者の同意書が必要となります。

（二重登録の禁止）

第4条 利用者登録を二重に登録することはできません。申請書の内容が次の各号のいずれかに該当した場合、二重登録と判断し、利用者登録を行いません。

（1）個人登録

登録者の氏名・生年月日が一致した場合

（2）団体登録

ア 構成メンバーの氏名・生年月日のすべてが一致した場合

イ 団体名と代表者の氏名・生年月日のすべてが一致した場合

ウ 団体名が一致し、かつ構成メンバーの氏名・生年月日が一定の割合以上一致した場合

エ 代表者の氏名・生年月日が一致し、かつ構成メンバーの氏名・生年月日が一定の割合以上一致した場合

（利用者登録の変更）

第5条 登録者は、登録内容（氏名、住所、電話番号、口座振替先、構成メンバー等）に変更が生じた場合、遅滞なく申請書により福岡市へ変更の申請をするものとします。

2 前項の申請がないために、福岡市からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は到着しなかった場合、通常到着すべきときに登録者に到着したものとみなします。

（利用者登録の廃止）

第6条 登録者は、システムを利用しなくなった場合、遅滞なく申請書により福岡市へ廃止の申請をするものとします。

（利用者登録カードの発行と取扱い）

第7条 福岡市は、登録者と認めたときは、利用者登録番号（以下「登録番号」といいます。）と氏名（団体登録の場合、代表者の氏名）を表面に印字した、利用者登録カード（以下「カード」といいます。）を発行します。

2 登録者にカードを発行するまで、利用者登録申請受付から2週間から4週間程度要します。

3 カードは、登録者しか使用できません。

4 登録者は、登録番号を他人に知られないように、カードを善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければなりません。

5 登録者は、カードを他人に譲渡、貸与することができません。

6 カードの使用、管理に際して登録者が第3項から第5項までに違反した場合において、その違反によりカードが不正に利用されたときは、登録者が施設の使用料等の支払いの責を負うものとします。

（登録日と登録の有効期限）

第8条 利用者登録申請され、福岡市が登録者と認めた日を登録日とします。

2 減免等の対象となる登録者は、有効期限を定めることができます。有効期限後も利用者登録を継続したい場合、登録者は有効期限前までに申請書により福岡市へ更新の申請をするものとします。

3 登録者が、登録日または最後に利用した日から、1年間システムを利用しなかった場合（抽選申込み又は利用申請を行わなかった場合）には、利用者登録の効力を失います。

（暗証番号）

第9条 福岡市は登録者から届出のあった暗証番号を所定の方法により登録します。

2 登録者は、暗証番号を他人に知られないように、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

3 利用申請の際に入力された登録番号及び暗証番号が、登録された登録番号及び暗証番号と一致することを確認してシステムが使用された場合、暗証番号につき盗用その他事故があっても、登録者が施設の使用料等の支払いの責を負うものとします。

(施設の利用申請等)

第 10 条 登録者はシステム利用端末を使って登録番号及び暗証番号を入力することにより次の各号に掲げるサービスを受けることができます。

- (1) 抽選申込み
- (2) 抽選申込みの取消
- (3) 当選結果の確認
- (4) 予約申込み
- (5) 予約申込みの取消

2 前項の手続きは所定の期日に行う必要があります。

3 第 1 項第 1 号及び第 4 号の手続きは、所定の回数制限に従うものとします。

4 第 1 項各号に掲げる申請等の完了は、システムが申請等を確認できた日時とします。

(施設利用の遵守)

第 11 条 施設の利用にあたっては、当該施設に定められた関係条例、規則その他の定めに従い、定められた目的以外に使用しないものとします。

(施設の使用料等の支払い)

第 12 条 システムで利用申請した施設の使用料等の納入義務者は登録者とし、登録者指定の預貯金口座から口座振替(自動払込)(以下「口座振替」といいます。)により、次項に定める納入期日に支払うものとします。

ただし、事前納付を必要とする施設については、その施設で指定する納入方法により支払うものとします。

2 前項の口座振替の納入期日は、利用月の翌月 15 日とします。ただし、当該日が取扱金融機関の休業日に当たる場合、取扱金融機関の翌営業日とします。

3 第 1 項の口座振替ができなかった場合、福岡市が発行する納入通知書により納付することとなります。納付の確認ができるまでは、第 10 条のサービス利用を一時停止します。

4 施設の使用料等が所定の期日までに支払われなかった場合、施設の利用ができないことがあります。

(口座振替済通知書の交付)

第 13 条 前条第 1 項の口座振替により施設の使用料等が支払われた場合、毎年 1 回、1 年間分の口座振替結果を記載した口座振替済通知書を送付します。なお、この場合の領収書の交付は行いません。

(カードの紛失、盗難)

第 14 条 登録者は、カードを紛失した場合や、盗難にあった場合、直ちに福岡市へ届け出てください。

2 前項の届出までに他人にカードを使用された場合、登録者が施設の使用料等の支払いの責を負うものとします。

(カードの再発行)

第 15 条 カードの破損等により再発行が必要な場合、登録者は申請書により福岡市へ再発行の申請をするものとします。

(利用の一時停止)

第 16 条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、第 10 条のサービス利用を一時停止します。

- (1) 施設の使用料等を滞納している場合
- (2) 減免等の対象となる登録者が、更新手続きをしなかった場合
- (3) 住所変更の届出を怠るなど、登録者の責に帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、福岡市が登録者への通知・連絡について不能と判断した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、福岡市が登録者として不適格と認めた場合

(登録資格の喪失)

第 17 条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、登録者の資格を喪失します。この場合には、カードを直ちに返還するとともに、債務の全額を支払うものとします。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 本要綱のいずれかに違反した場合
- (3) 登録者が所定の登録廃止の手続きを行った場合
- (4) 施設の利用において、暴力団の利益になる利用をした場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、福岡市が登録者として不適格と認めた場合

(登録情報の字体)

第 18 条 申込みされた申請書の記入字体が、システムにおいて処理困難である場合、類似する標準字体で登録するものとします。

2 前項により標準字体で登録した場合、システムで表示する字体及び郵便物等の字体は標準字体となります。

(要綱の変更、承諾)

第 19 条 本要綱の変更については、その変更内容をシステムのお知らせ欄に掲載します。変更後にシステムで施設を利用申請したときは、変更内容を承諾したものとみなします。

(システム運用の停止)

第 20 条 福岡市は、システムの良好な運用を維持するために、運用を一時停止し保守点検を行うことがあります。

(個人情報の取り扱い)

第 21 条 収集した個人情報については、暴力団の利益になる利用を排除するため、警察への照会確認に使用する場合を除き、当該業務を適正かつ円滑に遂行する目的以外には使用しません。

付 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。